

博士論文

サイバーポルノと児童ポルノの研究 —保護法益・規制目的からの考察—

中央大学大学院法学研究科博士課程後期課程
高良 幸哉

I. 本論文の構成

本論文「サイバーポルノと児童ポルノの研究—保護法益・規制目的からの考察—」の構成は、以下のとおりである。

第一編. サイバー犯罪総論

第一章. はじめに

- I. 本論文の意義
- II. 本論文の構成および概要

第二章. サイバー犯罪

- I. 問題意識
 - II. サイバー犯罪とは
 - III. 我が国におけるサイバー犯罪対策の概要
 - IV. サイバー犯罪に対する国際的対応
 - V. 客体としての情報
 - VI. 第二章のまとめ
- ###### 第三章. ネットワーク犯罪における三者

- I. 問題意識
- II. 情報提供者
 1. 諸外国の対応
 2. 我が国の状況
- III. 情報受領者
 1. 受領者の可罰性
 2. 情報の閲覧の技術的側面
 3. 情報の調達と保管
- IV. 情報インフラ・ソフトウェア提供者の可罰性をめぐる問題
 1. ソフトウェア開発者による幫助
 2. ISP の責任
- V. 第三章のまとめ

第二編. サイバーポルノ

第四章. サイバー犯罪としてのポルノグラフィ

- I. 問題意識
- II. 我が国におけるサイバーポルノをめぐる状況

1. 議論の沿革
2. サイバーポルノ判例
3. 理論状況
- Ⅲ. ドイツにおけるインターネット上のポルノグラフィ犯罪の現状
 1. 立法状況
 2. ドイツの判例状況
 3. ドイツにおける児童ポルノ規制について
- Ⅳ. 検討
 1. 行為態様をめぐる問題
 2. 場所的適用範囲
 3. ポルノグラフィとISP
- Ⅴ. 第四章のまとめ
- 第三編. 児童ポルノ規制をめぐる問題
- 第五章. 児童ポルノを受領する行為
 - Ⅰ. 問題意識
 - Ⅱ. 受領行為の種類
 1. 総論
 2. 児童ポルノ受領行為にかかる行為類型
 3. 児童ポルノ受領行為類型とICT
 4. 小括
 - Ⅲ. ドイツにおける受領行為をめぐる議論
 1. 2015年改正
 2. 受領行為類型をめぐる問題
 3. 複製行為と所持罪
 4. 小括
 - Ⅳ. わが国における受領行為処罰の検討
 1. 提供者側の受領行為
 2. 受領者側の受領行為
 3. クラウド等における保管
 - Ⅴ. 第五章のまとめ
- 第六章. 児童虐待と単純所持規制
 - Ⅰ. 問題意識
 - Ⅱ. ドイツにおける児童ポルノ法制
 1. 児童ポルノ条項に関する改正状況
 2. 児童に対する性的「虐待」規制と保護法益
 3. StGB184b条の規制目的と単純所持の可罰性
 - Ⅲ. 児童ポルノ単純所持規制に関するわが国の現状と課題
 1. 単純所持をめぐる立法状況
 2. わが国の児童ポルノ単純所持規制をめぐる問題点
 3. 児童ポルノ単純所持規制に関する考察

- IV. 第六章のまとめ
- 第七章. 児童ポルノ性に関して
 - I. 問題意識
 - II. 我が国における児童ポルノ性をめぐる議論状況
 - 1. 児童ポルノ法上の児童ポルノの定義について
 - 2. 児童ポルノ性をめぐる議論状況
 - 3. 児童ポルノ性をめぐる判例状況
 - III. 児童ポルノ性についての国際的動向
 - 1. 児童の実在性
 - 2. ドイツにおける児童ポルノ性
 - IV. 児童ポルノ性について
- V. 第七章のまとめ
- 第八章. 児童ポルノ規制の保護法益
 - I. 問題意識
 - II. 保護法益
 - 1. 総論
 - 2. わが国の実務状況
 - 3. 「児童の保護」の内容
 - 4. 個人的法益か社会的法益か
 - 5. 模倣説と市場説
 - III. 具体的事案の解決
 - 1. 単純所持罪
 - 2. 仮想児童ポルノ
- IV. 第八章のまとめ
- 第九章. おわりに
 - I. 本論文の概要
 - II. 結び—研究の展望

II. 本論文の目的および要旨

本論文の目的

本論文は、新たに生じた法的問題に対処する手段を、サイバー犯罪、児童ポルノ犯罪に関する検討を通して考察するものである。サイバー犯罪は ICT 分野における技術の展開によって問題となった比較的新しい分野である。サイバー犯罪をめぐっては、サイバー犯罪条約や欧州連合（EU）における欧州アジェンダなどにより国際的な対応がなされてきたほか、とりわけ児童ポルノ犯罪についていえば、児童の権利に関する条約、「児童の性的虐待及び性的搾取並びに児童ポルノの対策に関して定め、現行の枠組決定に代わる欧州議会及び理事会指令」などを背景に各国において規制範囲の拡大が図られ、ネットワークを介した場合についても規制対象となるほか、規制対象となる「児童ポルノ」の定義や禁止される行為態様についても種々の変更が見られる。児童ポルノ規制については児童の権利保護について重視されるようになったことに加え、インターネットの普及によって情報の提供

や受領が容易かつ広範囲に及ぶものとなり、規制をより強化することが必要となったことが背景にある。我が国においても、このような国際的規制の影響の下、サイバー犯罪・ポルノグラフィ犯罪についての規制が強化されている。

新たな法的問題の解決においては、第一には従来の法解釈の下で解決可能かが検討され、必要に応じた法改正がなされているが、その対応はどうしても場当たりのものになり、従来の法解釈の齟齬や解決困難な法の間隙が生じることも少なくない。サイバー犯罪領域においては刑事法的分野の問題を超えて、情報技術的観点についての検討が十分とはいえないのではないかと疑義が生じる条文の文言も見られる。そのため、新たな法律の解釈においては、現在の条文の解釈に加え、立法者の意思をふまえ、法の保護法益や規制目的に立ち帰り、規制の正当化の可否や規制範囲の確定を行う必要がある。その点に関し、サイバー犯罪、児童ポルノ犯罪に関する検討は有意な示唆を与えるものであり、サイバーポルノといった分野に限らず、今後生じるであろう新たな法領域に関する検討を行う上で参考となるものとする。

本論文は、以上の観点の下、第一編においてサイバー犯罪の全体像を明らかにし、第二編においてサイバーポルノ犯罪に関する従来の議論を整理し、第三編において、サイバーポルノとしても議論になる児童ポルノ犯罪に関して、単純所持規制、仮想児童ポルノ規制に関する考察を中心に、保護法益と規制目的の観点から検討を加えるものである。

第一章「はじめに」および第九章「おわりに」を除く、本論文の概要は以下のとおりである。

第二章の概要

本章は、本論文の前提となるサイバー犯罪をめぐる議論に関して、我が国における対応（刑事法、個人情報保護法制）と国際的対応（サイバー犯罪条約、EU データ保護指令、ドイツにおける立法）について概観したものである。本章をまとめると以下ようになる。

サイバー犯罪とはサイバースペースを介してなされる犯罪であり、コンピュータに対するあるいはコンピュータを利用した犯罪、ネットワークを介してなされる犯罪、不正アクセス犯罪に分類でき、国際的・国内的種々の対応がなされている。とりわけ比重が大きいのはネットワーク犯罪である。現在、客体としての情報の重要性は増しており、情報の利用の観点から個人情報保護法・マイナンバー法などで保護客体とされており、ビッグデータの利用をふまえた立法がなされている。情報の客体的問題については、我が国の通説的見解は情報の行為客体的性を否定する。そして情報の客体的問題のポルノグラフィ犯罪において顕著に表れているのである。

第三章の概要

第三章では、ネットワーク犯罪に関与する三者について言及した。ネットワーク犯罪は、サイバー犯罪のうち最も大きな比重を占め、そこには元来規制対象とされてきた違法情報の提供者に加え、違法情報の受領者、ISP・ソフト開発者といった情報インフラ・ソフトウェア提供者が関与している。本章ではこれら三者それぞれの行為類型について、ICT の観点をふまえ、検討する。本章をまとめると以下ようになる。

インターネットやパソコン通信のように個々のコンピュータや個々のネットワークを結びつけるネットワークの存在により、法益侵害の場が拡大しており、ICT 技術的観点、法益侵害性の観点を合わせ、従来の犯罪の行為態様との比較検討が必要である。ネットワーク犯罪に関与する三者のうち、情報提供者の行為としては、わいせつ物・児童ポルノ関連犯罪が代表的なものであり、児童ポルノ規制との関係で、ドイツ・アメリカ合衆国において、種々の法規制、判例が登場している。我が国においても、2004 年の児童ポルノ法改正、2011 年の刑法改正や最決平成 13 年 7 月 18 日刑集第 55 卷 5 号 317 頁にみられるように、立法、実務上の対応がなされている。その他、ネットワークを介した名誉毀損的言論については、対抗言論の法理が機能しうるが、名誉毀損罪は具体的な侵害結果の発生を予定しないため、対抗言論の法理をインターネット上でなされる 230 条の名誉毀損罪に適用することには慎重な考慮を要する。

次に、情報受領者の行為については、著作権法における違法著作物のダウンロード、児童ポルノ法における児童ポルノの単純所持にみられるように、規制が進んでいる。情報技術的側面に着目すると、違法情報にかかるキャッシュの保存の問題、情報の配信形式による法的問題が存する。インターネット上の動画を閲覧する行為においては、その技術的問題で、ダウンロードを予定する HTTP 形式、情報の保存性を伴わないライブストリーミング、受領者のコンピュータへの保存を伴わないストリーミングによる動画配信、ストリーミング配信とされるが再生可能な情報のダウンロードを伴う疑似的ストリーミング配信があり、システム上それぞれ異なる法的理解が可能であり、この点をふまえていない現行の法制度には不備がある。

情報インフラ・ソフトウェア提供者といった者の行為に関して、まず、ソフトウェア開発者の行為については、技術的観点から重要な意義を有するものであるとはいえる。しかし、かかる開発者によるネットワーク利用犯罪の幫助についても、その構造は従来型の中立的行為による幫助の事案と変わらず、従来の法の枠組みの中で考慮すべき問題である。また、ISP に違法情報のブロッキング義務を課すためには、通信の秘密等との関係で緊急避難等による正当化を要する。

第四章の概要

本章はサイバーポルノ犯罪の総論として、サイバーポルノ規制の全体像を明らかにするものである。個人の通信機器の普及によって、情報の送受信が容易となりネットワーク犯罪への関与が活発化したが、その中でも問題となったのがサイバーポルノ犯罪である。ここでは、わいせつ情報の提供者の行為と関連して、情報の客体性の問題、公然性の問題などが生じ、また、児童ポルノとの関係では情報受領者の行為が問題となっている。本論文では、日本とドイツにおけるサイバーポルノ判例、および、理論状況を整理し、さらに ISP の責任に関して、緊急避難論的観点から検討する。本章をまとめると以下ようになる。

パソコン通信やインターネットの発展によって、有体物である情報記憶媒体の移転が伴わなくともわいせつな情報の提供、公然陳列が可能となった。それによって、行為態様をめぐって種々の問題が生じている。

まず、サイバーポルノ提供に関する行為態様のうち、ネットワークを介したわいせつ物犯罪と公然わいせつ罪の区別については、わいせつ情報の伝播性を基礎づける当該情報の

固定性によってなされるのであって、175条の有体物性を維持するハードディスク説を基礎に、記憶媒体への保存を伴う場合がわいせつ物犯罪であり、ウェブチャットのような保存性を伴わないライブストリーミングの場合が公然わいせつ罪である。また、インターネットを介した公然陳列と頒布の区別は、相手方の受領への情報提供者の関与の度合いによって区別でき、情報受領者がわいせつ情報を容易に閲覧できる状況を設定したにとどまり、受領者における情報の保存について受領者の行為に依存する場合であれば公然陳列行為であり、それを超えて、受領者方への情報の到達にまで情報提供者が積極的に関与している場合が頒布行為に当たる。

サイバーポルノの提供等に関しては海外サーバへのアップロードの場合などで、場所的適用範囲が問題となるが、これについてはサイバーポルノが国内において閲覧されるのであれば法益侵害性は高いのであり、遍在主義を取り、法的に解釈可能な範囲において行為を捕捉できるのであれば、我が国の刑事法の適用は可能である。

また、ネットワークという「場」を提供するISPの責任に関して、ISPによる児童ポルノサイトのブロッキングについては、児童の人格権は児童ポルノの提供者のプライバシーに劣後するものではなく、緊急避難による正当化の可能性はあるが、他に採りうる有効な手段があれば、補充性を満たさず正当化できないと考えられる。

第五章の概要

本章では児童ポルノを受領する行為について分析した。児童ポルノはサイバーポルノとして、その伝播性が増しており、児童ポルノの流通を撲滅するためには情報の提供者のみならず、その必要的共犯として存在する児童ポルノの受領者行為についても規制の必要性が生じており、この点、我が国においても2014年児童ポルノ改正によって規定された児童ポルノの単純所持罪にみられるところである。本章では、児童ポルノの受領者行為について、提供者側受領行為、受領者側受領行為に分類し、受領者側受領行為については市場への参加を伴う動的な受領行為と、市場への参加のない静的な受領行為に分類し、それぞれについて検討を行った。本章をまとめると以下のようなことになる。

まず、提供者側受領行為については、その後の提供・公然陳列の予備的行為として、それを目的とする場合については可罰的であるが、複製目的で児童ポルノを所持していた場合には「自己の性的好奇心を満たす目的」がないため可罰的ではなくなり、受領者の単純所持罪との整合性に問題がある。

また、受領者側受領行為については、調達・購入行為である動的受領行為と、所持状態である静的受領行為に分類できるが、その可罰性については単純所持罪の可罰性との関係で保護目的・保護法益的観点からの検討が必要である。単純製造行為については、現実の児童の撮影であれば直接的な児童に対する性的虐待が観念でき可罰的であるが、複製によって自己使用目的の児童ポルノを複製した場合には、個々の児童ポルノの所持について所持罪が成立するわけではなく、所持状態が規制対象であるため、新たな法益侵害性を生じさせない以上、不可罰である。

受領者行為と関連して、クラウドの問題と児童ポルノの保管については、他者のサーバ上のクラウドストレージに児童ポルノを保管した場合にも事実上の支配があり、児童ポルノの所持罪が成立する。そして、当該情報のアクセス権限を不特定多数の者に公開した場

合、通常は公然陳列の対象となるが、事実上情報への支配性は失われておらず、所持状態はなおも継続していると考えられる。

第六章の概要

本章では、児童ポルノの単純所持規制に関し、児童虐待の防止と規制目的の観点から検討を行った。2014年改正において児童ポルノ法改正がなされ単純所持罪が規定されたが、児童ポルノの単純所持罪をめぐっては、その規制根拠が明らかではない。条文上は児童ポルノ法7条1項において、「自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者」とされており、その処罰根拠を「自己の性的好奇心を満たす目的」という単純所持者の内面に求めているようにも読めるところ、より明確かつ客観的な基準の策定が必要である。本章では、その基準を児童ポルノ市場への影響の有無に求める見解から考察した。本章をまとめると以下のようなことになる。

ドイツにおけるポルノグラフィ規制は、かつてはわいせつ文書の規制であったが、1993年7月23日刑法改正以降はポルノグラフィ規制に改められ、2008年刑法改正にいたるまでに「児童の保護」をより重点的とする改正がなされている。児童ポルノ規制の保護法益は児童に対する性的虐待の防止を定めた176条、176a条、176b条における保護法益とその基礎を同じくしており、児童の性的自己決定能力の獲得に至る心身の総合的成長の保護に求められる。そのため、176条の性的虐待罪の成立の可否は児童に対する法益侵害性の有無により判断され、176条4項1号の児童の前で行う性的虐待については児童の知覚がない場合には成立しない。そしてドイツにおける所持罪については、調達行為の受け皿規定として規定されており、その前段階の調達行為が把握できない場合に処罰される。キャッシュデータの保存についても、その後の検索可能性があり、調達行為に結びつくものであるから可罰的であるとされる。

児童ポルノの単純所持罪の規制目的は、児童ポルノ規制の基本思想である児童ポルノ市場を干上がらせること求めることができ、児童からの性的搾取を防止することを基礎とし、児童ポルノ市場に影響を与える行為が後の児童ポルノ製造による児童虐待を誘発するという、調達行為の違法性によって基礎付けられる。購入を伴わない無料の調達行為であっても、製造者に消費者の需要を伝えることで違法性が観念できる。我が国においても、「自己の性的好奇心を満たす目的」という行為者の内心に処罰根拠を求めないのであれば、その取得が適法になされた場合については、単純所持罪の可罰性を基礎づけることが出来ない。かかる解釈については、3条の2の「みだりに」との文言の解釈、自らの意思による所持（故意犯）のみが処罰対象であることに求めることが出来るのである。

第七章の概要

本章では、児童ポルノ性について論じた。児童ポルノ法が1999年に成立して以降、我が国における児童ポルノ法制は拡大を続けており、四章で論じたサイバーポルノとしての提供者の行為態様の拡大や、六章で論じた単純所持罪の法定化のように行為態様の問題としての規制対象の拡大に加え、児童ポルノ性の問題が大きな関心事となってきた。これは、実在の児童がモデルとなったCGや近時の東京都健全育成条例改正案における「非実在青少年」の問題のように、仮想の児童を扱った児童ポルノの問題として、後の立法にも結び付

く重要な課題である。本章では、諸外国の児童ポルノ性をめぐる議論を概観し、ドイツの児童ポルノの規制目的における、人格権説・模倣説・市場説に言及し、検討を行った。本章をまとめると以下のようになる。

我が国の児童ポルノ性をめぐる議論は、大阪高判平成12年10月24日高速平成12年4号146頁以降、我が国における初めてのCG事案である東京地判平成28年3月15日公刊物未登載に至るまで、描写児童の「实在性要件」が一貫して要求されており、立法者意思においても同様の傾向がみられる上、学説上も児童ポルノを实在の児童を描写した物に限る見解が優勢である。

児童ポルノの内容規制について、合衆国において *Ashcroft v. Free Speech Coalition* において、「实在しない児童を描写するポルノの禁止は、正に表現の内容そのものを規制するものであるにもかかわらず、これを正当化する程度の重大な利益が見当たらない」として仮想児童を扱った児童ポルノの規制が意見とされる。そのほか、イギリスにおいては「18歳未満の者またはそのように見える者」を描写した、「いかがわしい(*indecent*)」、「写真または写真のように見える画像」を児童ポルノについて「写真性」要件を基礎に規制する。また、外形上の規制について、イギリスにおいては、「写真または写真のように見える画像」を児童ポルノについて「写真性」要件が要求される。また、ドイツにおいては、児童ポルノの単純製造罪において「現実の事象」の描写、他人ための児童ポルノの調達・所持や自己調達・単純所持においては、現実の事象の描写であるか、あるいは、現実に近い事象描写であるかが判断の基準となる。

ドイツにおける児童ポルノ性をめぐっては、文字による記述を「現実の」あるいは「事実に近い」事象を再現したものであるとすることは賛同できないとする BGHSt 58, 197 が存する。ただし、184b 条 1 項にいう頒布・公然陳列・製造については仮想の児童ポルノが規制対象となっており、このことは、児童ポルノの消費者による児童虐待の模倣に根拠がある。また、ドイツにおける児童ポルノの規制根拠として、人格権説は、児童の人格権および尊厳の保護、模倣説は消費者による児童ポルノの模倣による児童への性的虐待の誘発の防止、市場説は市場を介した提供者による製造に伴う児童への性的虐待の誘発をそれぞれ規制目的とする。ただし、人格権説にあっては、仮想児童ポルノ規制の観点から他説を併用する。

児童ポルノ規制においては消費者の性的嗜好それ自体を処罰根拠とするような心情処罰を防ぐ必要があるが、模倣の危険という観点についていえば、児童ポルノの消費と児童に対する性犯罪の間の相関関係も明らかではない中、製造においても児童への性的虐待が実際になされている訳ではない仮想ポルノに可罰的といえるほどの抽象的危険が存するかは疑わしい。そこで市場説が支持されるべきである。ただし、市場説によっては仮想児童ポルノと、現実の児童を描写した児童ポルノでは市場が異なるのではないかとの批判がなされうるのである。

第八章の概要

本章は児童ポルノの保護法益につて論じるものである。児童ポルノの保護法益をめぐっては、その規制目的との関係で問題となり、前章で述べた人格権説、模倣説、市場説間の対立が、児童ポルノの保護法益の問題として論じられることが少なくない。しかし、ドイ

ツにおける人格権説の主張者が模倣説や市場説を併用することにみられるように、このような児童ポルノ規制の規制目的にかかる対立軸を保護法益の問題としてとらえるのは必ずしも妥当とはいえない。保護法益に関しては、まず根本的に保護しなければならない基幹となる法益が存在し、それを前提として規制目的による規制範囲の画定がなされるべきである。児童ポルノに関しては、児童のいかなる人権を保護しようとしているのかという観点で児童の人格の保護が基幹にあり、そのもとで個人的法益と社会的法益にかかる問題が存し、その上で、規制目的に関連して保護の対象を具体的被写体児童の保護とするのか、一般児童の保護まで含めるのかという問題が考えられるのである。本章はかかる観点を基礎に、児童ポルノの保護法益について明らかとし、その観点を踏まえ、児童ポルノ単純所持規制と仮想児童ポルノ規制について解決の方向性を示した。本章をまとめると以下のようになる。

我が国の立法上、実務上は被写体児童の個人的法益を基軸におき、判例実務は加えて、児童一般の保護、社会的風潮の保護をその保護法益に含める。児童の保護の内容については、性的自己決定権の保護に向けられているのであり、人間の性的行動は、単なる生物活動ではなく、人間の深奥に根差した、その人格とも深く関連する、極めて精神的な活動であって、それゆえ人間の尊厳・個人の自由は性的行動の自由や性的自己決定権といった性的自由を内包する。児童ポルノ規制においても、その保護法益は性的自己決定権であり、それを導き出す人格権・人間の尊厳が保護法益であって、心身ともに未熟な児童の性的自己決定能力の獲得を含めた児童の総合的成長がその規制目的におかれうることになる。そして、ここでいう保護されるべき児童に関しては、児童ポルノ単純所持罪の成立により具体的被写体児童の保護という個人的法益では現行法の解釈において限界が生じており、一般児童の保護まで含める必要がある。そしてここでいう一般児童の保護は刑法 175 条の保護法益とは異なり、将来の児童という抽象化された個人的法益である。そのため、児童ポルノ規制は、一次的には被写体児童という個人的法益、二次的には将来の児童という個人的法益を保護法益としており、ともに児童の人格権・児童の尊厳の保護に向けられるのである。

ここでいう一般児童の保護に関しては、模倣説と市場説による保護目的の検討が必要であり、模倣説は、虐待に結びつくことが立証されていない消費者の性的嗜好という消費者の内心に処罰根拠を求めることになりかねず、心情処罰に結びつくおそれがあり、全面的に支持することは難しく、市場説が支持されるべきである。市場説に対しては、単純所持は静的な占有状態であり、市場への関与による基礎づけは難しいのではないかとの批判もなされるが、かかる所持状態の作出時には、動的な市場への関与があり、当該調達行為のもつ違法の重大性によって、その後の所持状態の違法も導き出されるのであり、かかる批判は妥当ではないのである。

具体的な事案の解決として、単純所持罪については、静的所持状態を作出する調達行為の違法性によって、所持の違法性が基礎付けられるのであり、市場の活性化により、将来被写体となる児童の人格権侵害が観念できる。そして、調達によって市場に影響を与えないような所持罪については児童への侵害が観念できないため、単純所持罪の成立が否定されるべきである。なお、我が国における将来的な立法としては、市場への影響の強い調達行為処罰型の規定に移行すべきである。また、単純所持罪については、現行の制度上「実

在性要件」が要求されるため処罰の対象とはならないが、将来的な立法においても、純粋な仮想児童ポルノについては、実在の児童を描写した児童ポルノの市場を活性化させるとはいえず、市場を介した将来の児童への虐待の誘発を観念できず、規制対象とすべきではない。ただし、現実の児童と区別のつかないCGについては、実在の児童を描写した児童ポルノの市場を活性化させる危険性があり、処罰対象とすべき余地がある。

以上が、本論文の概要である。法規制の妥当性を考える際には、保護法益と規制目的、そして行為者の権利に配慮し、将来的な立法を視野に入れた検討が必要となる。本論文においては、かかる観点に基づく検討を、児童ポルノ規制を中心として行うものである。児童ポルノ規制は現在、規制目的等において議論はあるが、その保護法益はやはり、児童の性的自己決定権に向けられるのであって、終局的には児童の人格や尊厳といった人権論の根幹に位置する人権を保護することに向けられているのである。かかる法益を侵害する行為については、将来の立法を視野に入れた規制に関する議論を進めるべきであるし、そうではない純粋児童ポルノのような描写物については、今後も規制対象とすべきではないのである。現在の児童や将来の児童への影響を与えないような、市場に関与せずに作出された単純所持の場合のように、現在処罰対象となっているが本来的には法益侵害性が観念できないような行為類型については処罰対象から外すといった考慮が必要となるのである。以上のような、保護法益・規制目的を考慮し現実の侵害性といった観点から法規制の妥当性を考察する手法は、本論文で検討したサイバーポルノ・児童ポルノ以外の法領域においても妥当するものであり、本論文は、今後生じる新たな法的問題の解決に資すると思料するものである。